

第4章 基地関係村議会

一戦後初の公選村議会一

1948年（昭和23）1月、米軍政府司令第4号によって沖縄群島の市町村議会議員選挙が執行されて戦後初の公選市町村議員が誕生したことは第1章で記述したとおりである。初の公選第1期の村議会議員は次の22名であった。

松田区

松田岩次郎・城真辰藏・当真権長・大城徳栄

宜野座区

田端景俊・島袋源太郎・屋比久孟松・山城清栄・浦崎康裕・島袋忠次郎・中山興英・屋比久孟竹
惣慶区

新里福次郎・新里孝市・森山徳吉・新里文八・新里善助

漢那区

仲間銀一・安次富寛永・屋宜宣松・仲間喜太郎

城原区

屋宜宣栄

今年（1995年12月）までの村会議員で13期目を数え、1994年9月に選任された14名の村議会議員は現在任期途中である。

一宜野座村議会会議録一

宜野座村議会の1948年以降、今年1995年までの会議録や宜野座村第4巻、文献資料上の第4章戦後社会年譜等を参考にしながら本村の軍用地に関する事項を年譜にしたのが、次の頁からの「基地問題に関する村議会等の主な動き」である。

さらに、繰り返し起こる基地関係の事件事故等に対して村議会で議決された抗議文や要請文、意見書等も年譜の後に参考のために収録してみた。

村議会で基地関係事件事故等で審議されたのは、1958年（昭和33）5月1日に米軍演習による山林火災の損失賠償金措置についてが最初と思われる。

1970年（昭和45）6月16日、松田区の不発弾による死亡事故、演習によるさとうきび畑火災が12年振りに村議会の議題にあがっている。

1975年（昭和50）代にはいると、事件事故等の内容がこれまでと大きな違いが出てきた。1977年、軍用地内の戦車道建設は自然破壊の起因となり、さらに近代兵器の演習及び訓練場となってきた。その後、垂直離発着機AV-8ハリヤーの訓練場、一方海では水陸両用戦車によるリーフ破壊、新たに近年は、ヘリ・パッド建設、都市型訓練施設の建設が着々と押し進められて来ている。

一基地問題に関する村議会等の主な動き一

年 月 日	事 頃
1955年（昭和30年）	
7.22	浦崎康裕村長、米軍の新規軍用地接収の予告を受ける。
23	新聞に、宜野座、久志、金武、名護、国頭、東の各市町村の軍用地接収記事が掲載された為、村役所に各区長、村議会議員が集まる。
24	軍用地接収問題について、宜野座区で行政委員会（翌25日、戸主会）、漢那区で区民常会が開催される。
27	村軍用地対策委員会開催される。 1. 宜野座村土地を守る会を結成する。 2. 軍用地に関する四原則に基づき、新規接収反対を決議する。
8. 3	漢那区で土地委員会が開催され、区土地折衝委員会の名で接収反対陳情書を提出することを決議する。
5	村議会、村当局代表は軍用地接収反対陳情のため、立法院、琉球政府、土地連合会などを訪問する。
26	村軍用地接収土地委員会開催される。
10.26	米軍下院軍事委員会軍用地問題調査団（プライス調査団）のメンバー2名、比嘉秀平主席などを同行して来村する。
11. 3	浦崎康裕村長、バジャー主席民政官より松田ブルシ原の軍用地新規接収の説明を受ける。
1956年（昭和31年）	
6.10	漢那区で区政委員会が開催される。 議題、自警団の組織化（金武、松田に米軍が駐屯しており、区民の治安を維持するため。）について。 土地を守る住民大会（軍用地接収に対する。）が村役所で開催される。
1958年（昭和33年）	
1. 3	漢那区で区民常会が開催される。 議題、米軍を誘致して良か否かについて。 理由 1. 現在、金武村及び久志村に米軍が駐屯しており、軍の演習のために田畠が荒らされると思う。 2. 米軍を誘致することによって、我々の経済が良くなるのではないか。 米軍を誘致する場合の要求条件 1. 文化施設（電気、水道）をしてもらう。

年 月 日	事 項
	<p>2. 農業灌漑施設をしてもらう。</p> <p>3. 治案維持をしてもらう。</p> <p>4. 立退者の保証をしてもらう。</p> <p>追加条件</p> <p>1. 区民の意向を聞き入れるか。</p> <p>2. 宜野座村は他村と異なって、進んで米軍を誘致するなら、われわれの要求を聞いてくれるか。</p> <p>3. 軍用地の一括払いを懸念する。</p> <p>4. 軍用地として部分的に使用するのではないか。</p> <p>5. 使用契約は5か年を一期として契約して欲しい。</p> <p>以上の条件を加えて誘致賛成者は、約半数となる。</p>
1. 4	松田区で区民常会が開催され、米軍の誘致が議決される。
9	議員、区長合同協議会が開催され、軍用施設の誘致について協議される。
5. 1	第3回村議会臨時会にて、米軍の演習による山林火災の損失賠償金の措置について審議される。
6.10	第1回村議会定例会にて、米軍使用土地貸付料の配分について協議される。
11.14	第7回村議会臨時会にて、米軍施設の村有山林への誘致を満場一致で決議する。
12.29	第3回村議会定例会において、「本村においては、土地の収用に同意する」請願書を満場一致で採択される。
1959年（昭和34年）	
1.22	第1回村議会臨時会で、軍使用地域の決定について審議される。(1月30日の第2回村議会臨時会においても審議される。)
30	漢那区で区民常会、城原区で部落常会が各々開催され軍用地問題が討議される。
3.29	漢那区で区政委員会が開催され、漢那安田根又の山林が交渉の結果、軍用地料は原野の2等として認められることが報告される。
4. 4	第5回村議会臨時会にて、軍用地地域の村有地内パイン耕作者に対する軍用地貸貸料の配分について審議される。
9.19	第6回村議会臨時会にて、村有地内パイン耕作者に対する軍用地貸貸借料の配分の件及び軍用地（村有地）基本貸貸契約について議会の承認を求むる件を審議される。
1960年（昭和35年）	
1.21	軍用地料分取割合を決定する。

年 月 日	事 項
	1. 昭和36年度から村5対区5で配分。 1. 昭和36年度より配分方法は2カ年更新。
6.21 1961年（昭和36年）	第2回村議会定例会にて、松田区布流石原軍用地の村有名義の保安林及び雑種地の地料は、全額松田区に与えることを決議する。
5.27 1962年（昭和37年）	軍用地料の配分方法が議決される。
7.23 1963年（昭和38年）	高等弁務官惣慶水道資金5,000ドルの交付式が村役所でおこなわれる。
5.16 20 7. 5 1964年（昭和39年）	漢那区行政委員会にて軍用地料の村と区との分収割合について審議される。 村議会議員全体協議会にて軍用地料の配分について審議される。 城原区簡易水道施設の高等弁務官資金が交付される。
7.21 1965年（昭和40年）	福山区行政委員会にて、7月23日・24日の宜野座山軍用地内での実弾演習についての警察よりの通報が連絡される。
1. 5 4.30 1967年（昭和42年）	宜野座区で水道の高等弁務官資金交付式が行われる。 村議会全体協議会が開催される。 議題、1966年度軍用地料の配分について。
4.27 1968年（昭和43年）	村議会全体協議会が開催される。 議題、軍用地料の配分について。
2.23 1969年（昭和44年）	福山区行政委員会が開催される。 議題、水道の高等弁務官資金について。
6.15 5.22 6.16	第2回村議会定例会にて、軍用地解放後の村行財政のあり方について審議される。 村議会全体協議会が開催される。 議題、軍用地料の配分について。 第4回村議会定例会にて、軍用地内の默認耕作地及び将来、軍用地が解放された場合の件について審議される。

年 月 日	事 項
1970年（昭和45年）	
6.16	第2回村議会定例会にて、軍用地内の默認耕作地及び接収地内の軍用道路の補修の件、松田部落における米軍の爆発物による人身事故の補償問題や松田の演習地におけるきび畑火災等の件について審議される。
12.23	第5回村議会定例会の一般質問における軍用地問題に対して、与儀実清村長は、「宜野座村が合併せず現在のままで継続するとなった場合、そのまま軍用地として貸して、その地料でもって村民の福祉増進をはかっていく事によって、宜野座村の発展につながっていくものと思われる。」と、答弁をしている。
1974年（昭和49年）	
12.11	第9回村議会定例会の一般質問における軍用地解放に対して、末石森吉村長は、「本村の民論として軍用地解放の要請はなく、従って現在その要求運動を起こす考えはない。しかし、軍用地は好きで提供しているのではなく、接収されているのであって、我々は軍用地による迷惑を感じている。そのため防衛施設周辺整備は活用すべきであり、水道施設、農業用ダム、ゴミ処理施設等に活用していきたい。」と、答弁している。
1975年（昭和50年）	
1.30	村議会全体協議会が開催される。 議題、軍用地料の各区との分取割合について。
1976年（昭和51年）	
9.27	第6回村議会定例会の一般質問で、宜野座村総合計画基本構想と軍用地問題（軍用地返還後の活用と村政財源の確保、基地の協同使用）について、質疑がなされる。
1977年（昭和52年）	
3.12	第2回村議会定例会における末石森吉村長の施政方針で、基地周辺整備並びに浄水場建設事業を推進することを表明。
4. 8	第3回村議会臨時会にて、松田区第二ダム周辺の戦車道新設による自然破壊と水源地汚染に対して、抗議及び要請を決議する。
19	松田区にて、戦車道路建設絶対反対区民総決起大会開催。
1979年（昭和54年）	
2. 8	第1回村議会臨時会にて、宜野座村軍用地内における垂直離着陸機AV-8ハリヤーの飛行訓練についての要請決議を採択。
1980年（昭和55年）	
9. 4	第6回村議会臨時にて、米軍戦闘機F15イーグルの即時撤去に関する要請決議

年月日	事項
1981年（昭和56年）	を決議する。
2.11	第2回村議会臨時会にて、米軍演習による照明弾落下火災事故に対する抗議決議及び要請決議を決議する。
6.29	第6回村議会臨時会にて、非核三原則堅持と核兵器基地反対に関する要請決議を決議する。
12.21	第13回村議会定例会の一般質問にて、米軍演習部隊車輌の部落内通過に対する対応策について質疑がなされる。
1982年（昭和57年）	
6.24	第2回村議会定例会の一般質問にて、米軍車輌の進入路変更について質疑がなされる。
1983年（昭和58年）	
3.11	第3回村議会定例会における施政方針表明で、軍用地料の区への直接配分は違法との那覇地裁の判決がなされたので、本年度より予算に計上し軍用地等所在区交付金として支出することを表明。
9.27	第10回村議会定例会にて、松田区の民家への戦車落下事故に対して「米軍戦車落下事故に関する要請決議」を決議する。
1984年（昭和59年）	
5.26	村議会臨時議会にて、漢那明記原沖合のリーフ破壊に対して「米軍水陸両用車の訓練水域外での演習に関する抗議決議」を決議する。
1985年（昭和60年）	
1.29	第1回村議会にて、金武町新開地における殺害事件に対する意見書及び抗議決議を採択し、関係機関に送付することを決議する。
3.13	第3回村議会定例会にて、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条の民生安定事業及び第3条の障害防止事業に関して質疑がなされる。
6.27	第5回村議会定例会にて、那覇空港の自衛隊との共同使用をやめ民間空港専用化に関する意見書を採択し関係機関に送付することを決議する。
1986年（昭和61年）	
3.19	第3回村議会定例会にて、宜野座村軍用地主会会費について質疑がなされる。 (3月27日の予算特別委員会にても審議される。)
9.17	第6回村議会定例会の一般質問にて、軍用地料の分収割合計画について質疑がなされる。

年 月 日	事 項
1987年（昭和62年）	
3. 4	村議会運営委員会が開催される。 議題、ハリヤー基地について県議会での代表質問に対する知事答弁について。
5	村議会正副議長、村長、総務課長、議会事務局長が知事公室長を訪ね知事発言の真意を質すと共に強く抗議する。 また、村議会正副議長、議会事務局長はズケランの在沖米国海兵隊不動産管理事務所を訪ね米軍は宜野座村にハリヤー基地を建設しないよう強く要請する。
12	第3回村議会定例会にて、仲程實湧村長、昭和62年度村長施政方針で軍用地の一部解放を表明する。 松田区の米軍演習進入道路（歩道）設置について審議される。
16	軍用地内における緑化と赤土等の流失等障害防止のための植樹について質疑がなされる。
5.27	第4回村議会臨時会が開催される。 議題、5月25日金武町で起きた米軍人による住居侵入、器物損壊事故に対する意見書案、抗議決議案、要請決議案について。 (原案のとおり採択し、関係機関に送付することを議決する。)
6. 5	松田区、緊急行政委員会を開催 議題、米海兵隊による6月3日からのペリ・パッド建設について。
6	仲程村長、ヘリ・パッド建設現場を確認後ただちに那覇防衛施設局、米軍財産管理部へ工事の即時中止を申し入れる。
8	第5回村議会臨時会が開催される。 議題、古知屋岳の小岳山頂におけるペリ・パッド建設に対する抗議決議、意見書、要請決議について。
16	古知屋岳の小岳山頂に米海兵隊が進めているヘリ・パッド建設と、福山区民間地域で起きた米軍による催涙ガス放射事件に抗議する「ヘリ・パッド建設即時中止村民総決起大会」が開催され、大会決議文が、決議される。
24	第6回村議会定例会にて、提供軍用地内における渦原ダム、宜野座大川ダム及び金武地区塵芥処理場等の共同使用について質疑がなされる。
25	第6回村議会定例会にて、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する要請決議案を採択し、関係機関に送付することを議決する。

年月日	事項
1988年（昭和63年）	
3.12	第3回村議会定例会にて、軍用地内の米軍演習による赤土問題について質疑がなされる。
5.31	昭和63年度キャンプハンセン周辺整備促進協議会開催（金武町）
6.29	第4回村議会定例会にて、福地ダム湖水の軍事訓練に対する抗議決議議案を採択し、関係機関に送付することを議決する。
7.29	松田潟原の農道での米兵による空砲乱射事件（7月23日）と、宜野座村ダムにおける米兵の水浴び事件（7月28日）の抗議に対し、米軍は村役場を訪れ、村長と議長に対し陳謝する。
1989年（平成元年）	
3.2	第3回村議会臨時会にて、都市戦闘訓練施設の建設に対する抗議決議案、意見書案及び要請決議案を採択し、県内は直接手配し、県外については、送付することを決議する。
13	第4回村議会定例会にて、軍用地内で計画されている諸事業（漢那ダム周辺の環境整備等）と軍用地の一部解放等について質疑がなされる。 (3月11日の村長施政方針表明にて、軍用地内の基地強化や拡大は、反対であることを関係者へ強く要請し、更には信頼関係を深め、軍用地内の諸事業計画を推進することを表明する。)
5.6	勿慶区、福山区主催の米軍の都市型戦闘訓練施設建設反対村民総決起大会が開催され、要請決議を採択される。
6.2	都市型戦闘訓練施設建設阻止宜野座村対策本部を設置。
20	宜野座村主催の都市型戦闘訓練施設建設反対村民総決起大会が開催される。
30	第5回村議会定例会開催。 都市型戦闘訓練施設建設阻止要請団として、正副議長、両委員長、他1名を関係省庁へ派遣することを決議。 沖縄近海における米海軍水爆搭載機の水没事故に関する要請決議案及び意見書案を採択し、関係機関へ送付することを決議。 米軍ヘリ墜落事故に関する抗議決議案及び意見書案を採択し関係機関へ送付することを決議。 米軍基地関係対策調査特別委員会の設置を決議する。
11.20	第9回村議会臨時会開催。 ハリアー訓練に対する抗議決議案、要請決議案及び意見書案を原案可決。 米兵による婦人障害事件に関する抗議議案、要請決議案、及び意見書案を

年 月 日	事 項
12.12	原案可決。 第10回村議会臨時会開催。 キャンプハンセン演習場内の城原区における。ヘリコプター離着陸訓練に対する抗議決議案、要請決議案及び意見書案を原案可決。
1990年（平成2年）	
3. 2	第3回村議会臨時会にて、在沖米軍によるキャンプ・ハンセン惣慶地内の都市戦闘訓練施設建設に対して、抗議決議を決議。
12	第2回村議会定例会における村長施政方針表明において、村全域にわたる土地利用計画と合わせて軍用地跡地等利用計画を策定することを表明する。
9.28	第7回村議会臨時会にて、米軍基地関係対策調査特別委員会の設置を決議する。
1992年（平成4年）	
3.12	第2回村議会定例会開催。 キャンプハンセン演習場内の宜野座ダム周辺における、ヘリコプター訓練事故による抗議決議案、要請決議案及び意見書案を原案可決。
27	陳情第3号「米軍演習によるヘリコプター事故発生に関する要請」を採択する。
5.25	第3回村議会臨時会にて、キャンプ・シュワープ演習場内の宜野座村松田古知屋岳麓県道108号線東側における、米軍戦車道工事に関する抗議決議案、意見書案、要請決議案について原案のとおり可決。
6.11	キャンプハンセン周辺整備促進協議会総会開催。（金武町）
12.17	宜野座村行政改革推進委員会より、「村有地（軍用地等）の管理及び収益の配分について」答申される。
1993年（平成5年）	
3.12	第2回村議会定例会の村長施政方針表明のなかで、漢那ダム地域を除いた、宜野座村全域の軍用地跡地利用第2次基本計画を策定することを表明する。
16	一般質問において、読谷補助飛行場での米軍のパラシュート降下訓練施設のキャンプハンセンへの移設に関して質疑される。
6. 2	「米軍戦車道拡幅工事」問題で、那覇防衛施設局に対し、赤土流失の防止に万全を期すようにう申し入れる。
7	村議会米軍基地対策調査特別委員会が開催され、戦車道からの赤土流失防止について質疑がなされる。
30	第6回村議会定例会にて、沖縄県における駐留軍用地の返還方法並びに跡地利用の促進に関する意見書案を採決する。

年 月 日	事 項
1994年（平成6年）	
6. 7	伊芸村長、防衛庁へ「パラシュート降下訓練施設の移設反対を要請」。
13	那覇防衛施設局へ「パラシュート降下訓練施設の移設反対を要請」。
27	第4回村議会定例会の一般質問にて、軍用地内における環境保全面からの植林について質疑がなされる。
30	「宜野座村平和村宣言」を採決する。 パラシュート降下訓練場の移設反対に関する意見書案を採決。
9.28	第7回村議会臨時会にて、米軍基地関係対策調査特別委員会設置を決議する。
1995年（平成7年）	
3.28	第3回村議会定例会の一般質問にて伊芸村長は、移設について反対を強調する。
5.12	5月11日の日米合同委員会における「読谷補助飛行場パラシュート降下訓練機能をキャンプハンセンの宜野座ダム隣接地に移設する旨勧告」に対し、緊急行政会議を開催し、「勧告文書」の説明をする。
15	緊急区長会を開催し、勧告文書の説明をする。 惣慶区、緊急区政委員会を開催し「パラシュート降下訓練場移設・移転に反対する要請文」を採択し、村へ要請する。
22	村議会臨時会を開催し、「宜野座ダム隣接地へのパラシュート降下訓練機能移設・移転に反対する要請文」を採択する。
6.26	第6回村議会定例会の一般質問に、パラシュート降下訓練場移設問題の質疑がなされる。

都市戦闘訓練施設の建設に対する意見書

在沖米軍は、キャンプ・ハンセン宜野座村地内に都市戦闘訓練施設の建設を進めている。このことは既に入札に付され、近く着工されることが明らかになり、宜野座村民に大きな衝撃を与えている。

しかも、当該訓練施設の建設予定地は、福山区の集落より数百米しか離れておらず、空砲訓練といえども村民の生活環境を破壊し、日常生活を混乱させることは明らかである。

米軍は、過去においても古知屋岳の小岳山頂にヘリ・パット建設を計画し、本村の緑の山々や自然を破壊し、本議会が強く抗議決議したことは記憶に新しい。

しかるに、米軍は村民の意に反し、村民の財産である自然を破壊し、新たに都市戦闘訓練施設の建設を進めていることは、村民感情を逆撫でするものであり、断じて許すことはできない。

これらの訓練施設が建設されることは、軍事基地の強化、演習の激化につながるものであり、容認することはできない。

よって本議会は、村民の生活環境を守る立場から、該訓練施設の建設中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成元年3月2日

沖縄県宜野座村議会

ハリヤー訓練に反対する意見書

那覇防衛施設局の箭内慶次郎局長は、去る10月26日、米海兵隊のAV8Bハリアー攻撃機の地上部隊との訓練が、沖縄本島内の既存の訓練場を使って行なわれるとの見解を明らかにした。

本島内には嘉手納基地、完成した伊江島、キャンプ・シュワーブ、そしてキャンプ・ハンセンがある。

本村には、都市型戦闘訓練施設建設工事問題、ヘリパッド建設問題、登下校の児童生徒らに銃口を向けて威嚇するなど、米兵の占領意識には目に余るものがある。

本村において、過去ハリアー機の基地建設工事を実施し、垂直離着陸の飛行を進めようとしたことがある。

過去において、ハリアー関係の反対決議を行い、抗議してきたことは周知のとおりであるが、施設局長の今回の見解は、住民感情を逆撫でするものであり、宜野座村民にとって絶対に容認できるものではない。

よって宜野座村議会は、反戦平和を願う立場から村民の生命と財産を守るために、AV8Bハリアーの訓練をはじめ、本村における軍事演習の即時中止を強く要求するものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成元年11月20日

沖縄県宜野座村議会

米兵による婦人障害事件に関する意見書

去る10月29日午前3時40分頃、金武町内において新聞配達をしていた婦人が米兵に新聞を入れた手押し車を奪われ、金銭を要求された。婦人は手押し車を取り返そうとしたが、米兵は手を放さず、身の危険を感じた婦人は護身ベルを吹いて助けを求めたところ顔を殴られるなどして、右目、額、顔、手の甲に打撲症を負った。また突き飛ばされてブロック塀に頭を打ち、脳しんとうを起こした。

もしも護身ベルがなかったならと考えるだけで、身の毛がよだつ激しい憤りをおぼえるものである。

金武町内では、過去において、昭和60年1月強盗殺人、同年7月大川児童公園での事件、同年10月婦女暴行ら致、昭和62年5月玄関ガラス戸を叩き割って侵入、同年8月金武小学校に酒に酔った米兵が侵入し、電話線のコードを引き抜いた事件など記憶に新しい。

その都度宜野座村は関係機関に抗議し、その防止策を強く要求してきたにも拘らず、またしてもこのような事件が発生したことは、断じて許すことはできない。

この事件は、米兵の占領意識と軍紀の緩みに大きな原因があると考える。

よって宜野座村議会は、今後、絶対にこのような事件を起こさないよう、軍紀の肅正に万全を期すよう強く要求し、速やかに下記事項の実現を図られるよう、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

記

- 1、 犯人を厳罰に処すること
- 2、 米兵の綱紀肅正を徹底すること
- 3、 被害者に対し、速やかに完全補償をすること

平成元年11月20日

沖縄県宜野座村議会

ヘリコプター離着陸訓練に対する意見書

キャンプ・ハンセン演習場内の宜野座村字漢那2536-21の城原区において、漢那ダム建設工事の残土で、埋め立て工事が続けられている。工事当初、新たなる軍事施設の建設や基地の強化を懸念し、その使用目的について、那覇防衛施設局に照会したところ、「基地の機能強化や新たな軍事施設の建設ではない」との回答を得ていた。ところが、工事が進む中、去る10月27日からヘリコプターの離着陸訓練が日増しに激化しており、その際、高々と多量に舞いあがる赤土がおりからの強い北風にあおられ、周辺農家が栽培する本土出荷用の観葉植物に大量に付着し、出荷ができなくなるという大きな被害が発生、当該城原区民及び村民に大きな衝撃と不安を与えている。

該地付近には、清掃センターや数件の農家があり、宜野座村が県下において発祥の地として誇る茶畠や観葉植物、花卉、野菜等が栽培されており、演習が続けば粉塵や騒音等により、住民の平穏な日常生活が混乱することは、火を見るよりも明らかである。

宜野座村において米軍基地問題、特に都市型戦闘訓練施設建設工事問題やヘリパッドの建設問題、それにAV8Bハリアーの訓練場をめぐる問題等、反対決議を行い抗議してきたことにも拘わらず、またしてもこのような基地の強化を図ろうとするることは絶対に容認できるものではない。

よって、宜野座村議会は、反戦平和を願う立場から村民の生活環境と自然環境を守るために、速やかに下記事項の早期実現を図られるよう、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

記

- 1、ヘリコプター離着陸訓練を即時中止すること
- 2、被害者に対し速やかに完全補償をすること
- 3、工事の経緯と使用目的を明確にすること
- 4、裸地部の全面植栽を早急にすること

平成元年12月12日

沖縄県宜野座村議会

ヘリコプター訓練事故による意見書

キャンプ・ハンセン演習場内、宜野座村字宜野座の宜野座ダム周辺において、去る3月7日午前11時20分頃、米海兵隊普天間基地所属の攻撃用ヘリコプターAH1Wコブラが離発着等の訓練中に起こした事故について、那覇防衛施設局に照会したところ「着陸の際横転しただけで乗務員は無傷」との回答を得ていた。ところが、当時建設中である宜野座大川ダム工事の資材置場にヘリの金属製破片が落下したことは、村民に大きな衝撃と不安を与えている。

該地付近は、本村の水源涵養林であり、大切な水がめである。

当時、現場近くで作業をしていた作業員によると「ドーン」という衝撃音のあとに破片の一部（長さ2.5m、幅24cm、重さ45kg）が450mも離れた該地へ落下するものを目撃しており、一歩間違えば人身事故につながる重大な事故が発生した。

このような演習が続けば、住民の平穏な日常生活が混乱することは火を見るよりも明らかである。

宜野座村において米軍基地問題、特に都市型戦闘訓練施設建設工事問題やヘリパッドの建設問題、AV8Bハリヤー問題それにヘリコプター訓練場をめぐる問題等、反対決議を行い抗議してきたところにも拘わらず、またしてもこのような事故を起こしたことは、絶対に容認できるものではない。

よって、宜野座村議会は、反戦平和を願う立場から村民の生活環境と自然環境を守るために、下記事項の早期実現を図られるよう、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。

記

- 1、ヘリコプター離着陸訓練を即時中止すること
- 2、事故の発生原因を速やかに究明すること
- 3、裸地部の全面植栽を早急にすること

平成4年3月12日

沖縄県宜野座村議会

米軍戦車道工事に関する意見書

キャンプ・シュワーブ演習場内、宜野座村字松田古知屋岳ふもと県道108号線東側において、米軍による大規模な戦車道工事が進められている。

当該地は、15年前、戦車道の新設工事で自然が破壊され、赤土流出の被害も大きかったが、地元松田区や村民の反対運動によって、今日まで使用されていなかった。

宜野座村議会においても、「自然破壊と水源池を汚染する米軍戦車道路新設に関する抗議決議」を全会一致で採択し、抗議をしてきたにも拘わらず、またしてもこのような無神経な工事が行われたことは、断じて容認できるものではなく、強い憤りを感じているところである。

抜き打ち的に行われた今回の工事は、村民に対する許しがたい暴挙であり、まぎれもない基地の機能強化である。

軍事優先、村民を無視した戦車道の拡幅工事は、赤土流出による自然環境の破壊のみならず、平和を希求する村民の意思に逆行するものであり、平穏な日常生活に混乱を来すことは、火を見るよりも明らかである。

よって、本村議会は、反戦平和を願う立場から、住民の生活環境や自然環境を守るため、下記事項の早期実現を図られるよう、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。

記

- 1、戦車道の改修工事を即時中止すること。
- 2、赤土流出防止を図り、早急に原状回復を行うこと。

以上決議する。

平成4年5月25日

沖縄県宜野座村議会

沖縄県における駐留軍用地の返還方法並びに 跡地利用の促進に関する意見書

沖縄県における駐留軍用地は、関係地主の好むと好まざるとにかかわらず、戦後米軍の占領行政により強制接收され、復帰以後においても日米安全保障条約に基づく地位協定を実施するため、今なお継続使用を余儀なくされております。そのため、他の都道府県においては類を見ない膨大な基地が存在することとなり、県土面積の約11パーセント、特に沖縄本島においては約20パーセントを占めるほか、米軍の専用施設としては実に全国の75パーセントが本県に集中するなど、基地の密度は著しく高い状況にあります。

したがって、地域の振興開発を推進する上で障害となっている駐留軍用地については、基地の整理縮小による返還が逐次行われているところであります。

県土の有効利用を図る方針での基地の返還については大いに歓迎するところですが、駐留軍用地の具体的な跡利用に関する実施計画等が何ら策定されていない状況における返還のあり方に大きな不満と不安を抱いております。事実、今日までに返還された駐留軍用地の実態を見ても明らかのように、長期に亘る遊休期間が生ずるため、その間、何ら使用収益をあげることができない関係地主の経済的損失ははかり知れないものがあります。

駐留軍用地の跡地の有効利用が促進されないのは、返還方法、原状回復の在り方、地籍明確化の遅れ、跡利用事業等に莫大な資金を要するほか当該土地のほとんどが私有地であることがその主な要因となっているようあります。

つましては、駐留軍用地の返還方法並びに跡利用の促進に関し、下記事項について、法律的な施策体系による特別措置が実現できるよう強く要望する。

記

1、返還方法等についての措置

日米間の合意により返還される駐留軍用地については、跡地の有効利用が計画的かつ円滑に推進されるよう、返還に際して十分な予告期間を設けるなど、返還方法等並びに事業実施のための必要な立ち入り調査についての措置を講ずること。

2、跡利用の促進についての措置

返還駐留軍用地については、早急に跡利用計画を策定するとともに、土地区画整理事業又は土地改良事業等の公共事業が実施される場合において、有効利用されるまでの相当期間、関係地主の受ける損失について適切な補償を行う措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成5年6月30日

沖縄県宜野座村議会

パラシュート降下訓練場の移設反対に 関する意見書

本村は、村土の50%もの土地が米軍用地として占められ、本村の土地利用計画を進めていく上で大きな支障となっているのみならず、米軍基地から生ずる幾多の基地問題は、村民生活に大きな弊害と不安を与え、その度毎に抗議をしてきたことは、周知のとおりである。

最近の一部新聞報道によると、読谷補助飛行場においておこなわれているパラシュート降下訓練の移設先として、金武町と宜野座村の間にあるキャンプ・ハンセン内の中部訓練場が、候補地として挙がっていると報じられ、村民に大きな衝撃と不安を与えていると同時に本村活性化のための拠点づくり実現を図るため、村民の意思に基づき策定された宜野座村軍用地跡地利用基本構想の実現に大きな支障をきたすものであり、訓練場の移設は断じて容認できるものではない。

よって、反戦平和を願い、村民の生命と財産を守るために、このような米軍基地強化につながるパラシュート降下訓練場を本村に移設しないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成6年6月30日

沖縄県宜野座村議会

米軍車両による交通死亡事故に対する意見書

宜野座村道1号松崎・安田根又線において、去った3月12日正午すぎ、米軍の大型トラックが、金武町字金武10182-2、伊芸卓君（6才）をはね、死亡させる事故が発生した事は、誠に遺憾であり、村民に大きな衝撃を与えている。

村土の50%もの土地が、軍用地として占められている本村においては、これまでにも幾多の事件・事故が米軍基地から生じ、村民生活に大きな弊害と不安を与え、本村議会は幾度となく事件・事故の再発防止について、抗議してきたところであるが、事件・事故は後を絶たず、誠に憂慮すべき事態である。

よって、本村議会は、村民の生命と財産を守る立場から、今回の交通死亡事故に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項の処置に万全を期すよう強く要望する。

記

- 1、遺族に対し、早急に完全補償をすること。
- 2、米軍車両は、民間地域を通行しないこと。
- 3、米軍隊員の指導を徹底すること。
- 4、米軍基地の強化、演習の激化につながるパラシュート降下訓練場を本村に移設しないこと。

以上、地方自治法第99条第2項の規定より、意見書を提出する。

平成7年3月29日

沖縄県宜野座村議会

パラシュート降下訓練機能の移設 反対に関する意見書

日米合同委員会は、去る5月11日、読谷補助飛行場においておこなわれているパラシュート降下訓練機能をFAC6011キャンプ・ハンセンの宜野座ダム隣接地（宜野座村字惣慶）に移設することを決定した。

戦後50周年を節目に、沖縄の基地問題解決に前向きに取り組むとした日米両首脳会談の合意を受け、在沖米軍基地問題の三大重要案件についてなされた勧告は、恒久平和を願い、基地の整理縮小・撤去を切望してきた県民の声を全く無視し、基地の更なる強化と新たな犠牲を強要する暴策極まりない内容となっている。

とりわけ本村においては、昭和27年米軍演習場として、村土の半分を越える土地が強制接收され、爾来、今日までの40余年もの長きにわたり、基地の重圧の下に生活を余儀なくされてきた村民の悲願は打ち碎かれ、憤まんやる方ない思いである。

本村議会は、昨年6月30日の第4回定例会において、パラシュート降下訓練場の移設反対について決議し、以来機会のある度毎に関係機関に対し、反対の旨を訴え続けてきたにも拘らず、村民の切実な願いを踏みにじり、軍事基地強化を企てる本勧告は絶対に容認できない。

よって、本村議会は、パラシュート降下訓練機能の移設に断固反対する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。

平成7年5月22日

沖縄県宜野座村議会

宛先 内閣総理大臣 防衛施設庁長官

外務大臣 那覇防衛施設局長

防衛庁長官 沖縄県知事

パラシュート降下訓練機能の移設 反対に関する決議

日米合同委員会は、去る5月11日、読谷補助飛行場においておこなわれているパラシュート降下訓練機能をFAC6011キャンプ・ハンセンの宜野座ダム隣接地（宜野座村字惣慶）に移設することを決定した。

戦後50周年を節目に、沖縄の基地問題解決に前向きに取り組むとした日米両首脳会談の合意を受け、在沖米軍基地問題の三大重要案件についてなされた勧告は、恒久平和を願い、基地の整理縮小・撤去を切望してきた県民の声を全く無視し、基地の更なる強化と新たな犠牲を強要する暴策極まりない内容となっている。

とりわけ本村においては、昭和27年米軍演習場として、村土の半分を越える土地が強制接収され、爾来、今日までの40余年もの長きにわたり、基地の重圧の下に生活を余儀なくされてきた村民の悲願は打ち碎かれ、憤まんやる方ない思いである。

本村議会は、昨年6月30日の第4回定例会において、パラシュート降下訓練場の移設反対について決議し、以来機会ある度毎に関係機関に対し、反対の旨を訴え続けてきたにも拘らず、村民の切実な願いを踏みにじり、軍事基地強化を企てる本勧告は絶対に容認できない。

よって、本村議会は、パラシュート降下訓練機体の移設に断固反対する。

以上決議する。

平成7年5月22日

沖縄県宜野座村議会

宛先 在沖米軍総領事

沖縄県議会議長